島根県邑智郡瑞穂町

石州街道発掘調査報告書

1993年3月

島根県邑智郡瑞穂町教育委員会

序

瑞穂町は島根県中央南部に位置し、古くから陰陽の交通の要衝として発展してきました。とくに市木地区は、石州街道の宿場町として、近世から近代初頭までその使命を果たしてまいりました。

このたび、農道小武家城線の道路改良にともない、その改良計画の中に石州街道石畳が一部含まれることとなり、発掘調査を実施いたしました。この報告書はその結果をとりまとめたものであります。

近年、社会資本の整備がなされるなかで多くの発掘調査が実施されておりますが、近世の街道等についての調査はほとんど行なわれておらず、本報告書が今後これらの研究の一助になればと期待をいたしているところであります。

なお、調査にあたり島根県教育委員会文化課、広島大学文学部河瀬先生・中越先生をはじめ、ご指導、ご協力をいただきました関係各位に深甚の謝意を表するしだいであります。

平成 5 年 3 月

瑞穂町教育委員会
教育長　澤　田　隆　之

例　　言

1．本書は島根県邑智郡瑞穂町大字市木8060番地外における農村総合モデル事業小武家城線農道改良工事に伴い、平成４年10月23日から11月12日にわたって実施した石州街道の発掘調査報告書である。

2．発掘調査は瑞穂町役場開発課から委託を受け瑞穂町教育委員会が実施した。

3．本報告書の執筆、編集は森岡弘典が行った。

4．本書掲載の図面作成は森岡弘典、藤田睦弘及び森若洋子が行った。

5．本書掲載の地形図は国土地理院の承認を得て同院発行の25,000分の１を複製した瑞穂町管内図を使用したものである。

6．本書掲載の地形測量図、遺構実測図の矢印は磁北を示している。

7．本街道の呼称は、浜田藩の庄屋文書に記されたものに芸州街道とあり、また広島県側の文献によれば石州街道、浜田往来などと記されている。旧街道の所在する瑞穂町市木地区においても石州街道と呼称されていることを勘案し、本報告書では石州街道と呼称する。また、便宜上浜田側を起点、広島側を終点とし街道左右は浜田側を基準として呼称する。

島根県邑智郡瑞穂町

石州街道発掘調査報告書

目　　次

序

Ⅰ．調査に至る経緯……1

Ⅱ．石州街道の位置と環境……3

Ⅲ．調査の方法と経過……7

Ⅳ．調査の概要……9

1．第1調査区……9
2．第2調査区……10

Ⅴ．ま　と　め……18

図版・挿図目次

図版第1　a．石州街道遠景　b．第1調査区全景
図版第2　a．発掘調査後全景　b．石畳近景
図版第3　a．石畳近景　b．石畳近景
図版第4　a．石畳近景　b．縁石および排水施設
図版第5　a．縁石および排水施設　b．石畳断ち割り状況
図版第6　a．石畳断ち割り状況　b．当初の排水施設検出状況
図版第7　a．遺物出土状況　b．出土遺物
図版第8　a．第2調査区全景　b．発掘調査後全景
図版第9　a．縁石および排水施設　b．土層断面
図版第10　a．発掘調査状況　b．発掘調査状況

第1図　瑞穂町と石州街道位置図……2
第2図　石州街道縦断面図……3
第3図　石州街道付近遺跡分布図（1:25,000）……6
第4図　石州街道調査区位置図……7
第5図　出土磁器実測図……10
第6図　第1調査区平面実測図および断ち割り断面図……11・12
第7図　第1調査区縦断面実測図……13・14
第8図　第1調査区横断面実測図……15・16
第9図　第2調査区平面実測図……17
第10図　第2調査区土層図……17
第11図　第2調査区横断面実測図……17

Ⅰ．調査に至る経緯

石州街道は江戸時代、浜田と広島の二つの城下町を結ぶ総延長31里５町（約125km）の街道[①]で、浜田藩主の参勤交代や、多くの旅人が往き来した陰陽の重要な交通路であった。

今回発掘調査を行った場所は、島根県邑智郡瑞穂町大字市木字三坂に所在する。現地は、瑞穂町市木地区の中心部から小武家城集落を経て農道小武家城線沿いに3.0kmの地点に位置する。

この農道小武家城線は、道路幅員が狭小であり、加えて道路勾配とカーブが急で農作物の搬出にも困難をきたす状況にあり、また冬期間には、積雪や凍結により通行が途絶えることもしばしばで、この農道改良は市木地区の農家にとっては長い間の要望であった。こうした農家の強い要望に応えるべく、瑞穂町では昭和62年度より年次計画を定め、農道改良事業を推進してきた。

ところで、農道改良路線が石州街道に並行して実施されることになり、瑞穂町開発課からこの街道の取扱について協議を受けた町教育委員会では踏査を実施し、その結果石畳が良好に遺存していると推定されたので、街道に影響をおよぼさない工法で工事実施できないか協議を重ねた。しかし、改良予定地内の一部において地形上の制約により路線の変更が極めて難しく、止むおえず街道内を通過せざるを得ないとの結論に達し、今回農道改良予定地内に所在する石州街道の発掘調査を実施することとなった。

調査は、平成４年10月23日から11月12日にわたり次の調査体制で実施した。

調　査　員　森岡弘典（瑞穂町教育委員会文化財係長）
調査補助員　藤田睦弘（瑞穂町教育委員会主事）
調査指導　河瀬正利（広島大学文学部助教授）
　　中越利夫（広島大学文学部助手）
　　川原和人（島根県教育委員会文化課主幹）
　　熱田貴保（島根県教育委員会文化課主事）
事　務　局　澤田隆之（瑞穂町教育委員会教育長）

山本忠徳（瑞穂町教育委員会教育課長）
星野暢子（瑞穂町教育委員会課長補佐）
佐藤　勝（瑞穂町教育委員会課長補佐）

発掘作業員　植田義雄、上田民子、大畑義美、上田弥生、田中繁人、戸津川里美、福浦由則、山崎フジヨ

整理作業　森若洋子（瑞穂町教育委員会）

なお、発掘調査に当たって森八太氏（道路史研究家）、伊藤潤氏（神奈川県箱根町教育委員会）、池本光夫氏（広島県大野町教育委員会）、吉川正氏（島根県文化財保護指導員）、桑野直夫氏、木邑恂氏、富永公美氏、山本史朗氏、三上憲昭氏、井坂猛氏、奥田真隆氏（以上瑞穂町文化財保護審議会委員）原裕司氏（浜田市教育委員会）、井川成則氏（金城町教育委員会）、振井久之氏（大和村教育委員会）、森口正和氏（川本町教育委員会）、中田健一氏（石見町教育委員会）の方々から広範なご教示をいただいた。また、日高詳哲氏、洲浜浅夫氏、日野康弘氏、小田道子氏（以上瑞穂町開発課）、有限会社福井建設福井宗圭氏、福井竜夫氏、森脇茂保氏には、発掘調査を円滑に進めるため多大なご配慮とご協力をいただいた。記して謝意を表したい。

注　①大島幾太郎　『那賀郡誌』（1970年）。

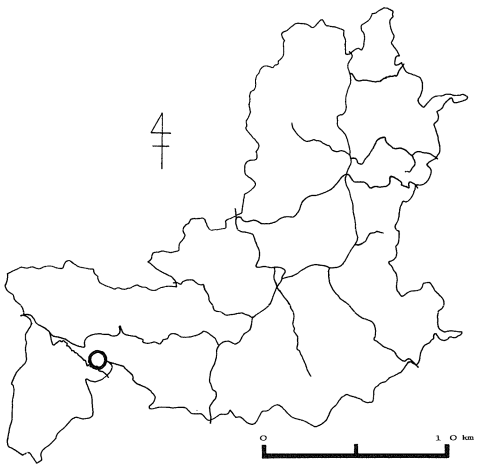

第1図　瑞穂町と石州街道（○印）位置図

II．石州街道の位置と環境

島根県邑智郡瑞穂町は、島根県のほぼ中央部邑智郡南部に位置し、西南は標高600～1200ｍの中国脊梁山地が連なり、山地を境として広島県山県郡と接している。

石州街道の所在する瑞穂町大字市木は、瑞穂町の中心部より約20㎞西へ位置し、かつては邑智郡市木村として村制をしいていたが、1958年（昭和33年）に分村し、東側半分が邑智郡瑞穂町に、西側半分が那賀郡旭町に編入され現在に至っている。

市木地区の南側には阿佐山（標高1218ｍ）、丸瀬山（標高1021ｍ）、猪子山（標高830ｍ）など800から1200ｍの山塊が馬蹄状に連なり広島県との県境をなしている。

これらの山頂の準平原から北の山腹斜面は800～700ｍの落差があり、急峻で、山地の侵食によって生じた多量の岩石や土砂によって、狭小な平坦地を形成している。石州街道を、現在の主要地方道浜田八重可部線に沿って旭町境から約800ｍ進むと街道はクランク状に左右に屈曲する。このあたりが旧市木宿で、付近には本陣

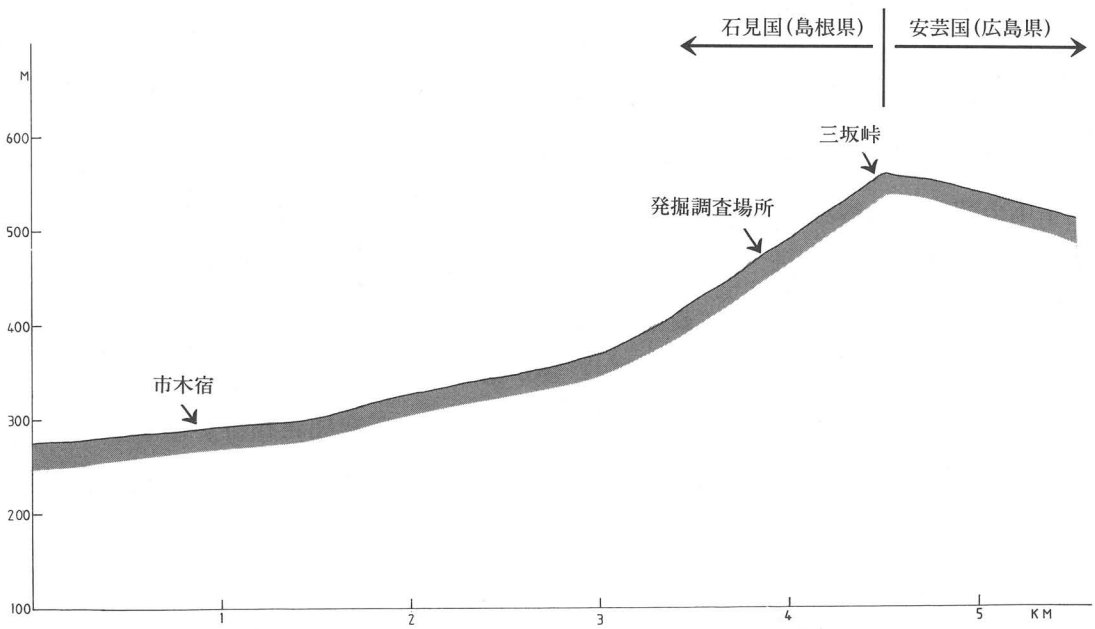

第２図　石州街道縦断面図

跡等当時の面影があちこちに残っている。このクランク状の屈曲は江戸時代各宿場でみられた桝形の名残りであろう。街道は桝形を過ぎると僅かな上り勾配になり、現在の市木公民館付近で街道とともに伸びてきた主要地方道浜田八重可部線と分かれ、ここからは県道田所国分線が街道と並行して走る。街道は八戸川の左岸を進み、午王橋付近で、八戸川と合流する生家川の左右岸をたどり、小武家城地内で県道田所国分線と交差し三坂峠に上ぼり始める①。約800ｍ進むと川幅２～３ｍの合戦川に突き当たり、この合戦川に沿って上ってゆくと、参勤交代のとき浜田藩主が必ず立ち寄ったと伝えられる御用鈩の合戦鈩跡や、一里塚跡②を左右に眺めることができる。この一里塚跡から約100m上ったところが今回発掘調査を実施した石畳である。ここから標高558.6ｍの三坂峠までは約800ｍで、その先はもう安芸国（広島県）である。旧市木宿から三坂峠の間の石州街道は、古謡に『可部じゃ可部坂 市木の三坂 越木赤谷なけりゃよい③』と唄われたほどの難所であったと伝えられ、往時の旅人の苦労が偲ばれる。

ところで瑞穂町内の遺跡、遺物については、『島根県遺跡地図II（石見編）④』や『瑞穂町遺跡分布図⑤』によれば、現在約550ケ所確認されている。その多くが中世から近世近代にかけての製鉄遺跡であるが、時期的には旧石器時代から歴史時代にいたる遺跡も数多く所在する。

旧石器時代では、市木地区観音寺原の段丘上の堀田上遺跡⑥や横道遺跡⑦（高原）、荒槇遺跡（岩屋）があげられる。

縄文時代の遺跡では、前述の堀田上遺跡や横道遺跡をはじめ、同じく市木地区猪子山の郷路橋遺跡など町内各地で相当数の遺跡が明らかになりつつある。

弥生時代の遺跡では、堀田上遺跡や牛塚原遺跡（上亀谷）、順庵原遺跡（下亀谷）、馬場山遺跡⑧（下亀谷）、長尾原遺跡（淀原、下亀谷）、川ノ免遺跡⑨（山田）、野田西遺跡（上亀谷）、石堂遺跡（谷川）等がある。1991年に発掘調査がなされた馬場山遺跡では、当地方ではじめての弥生時代後期の掘立柱建物群が確認されている。また、この馬場山遺跡、順庵原遺跡に隣接して、弥生時代後期の四隅突出形墳丘墓の順庵原１号墓が築かれている⑩。

古墳時代になると遺跡はさらに増え、今佐屋山遺跡（観音寺原）、長尾原遺跡、順庵原Ｂ遺跡、川ノ免遺跡、野田西遺跡、宇山遺跡（上原）、狼原遺跡（和田）などがある。

このほか、古墳時代から奈良、平安時代にいたる須恵器の窯跡も多く確認されており、島根県でも有数の須恵器の生産地として注目されている。

歴史時代の遺跡では、この窯跡群のほか中世の山城や砦跡、数多くの製鉄遺跡がある。瑞穂町内で現在までに確認されている山城や砦跡は32ケ所あり、市木地区では堀氏が築城したと伝えられる堀城跡をはじめ滝ノ屋谷城跡、高城跡⑪、土井城跡など6ケ所の山城や砦跡が確認されている。この狭小な市木地区内の旧街道に沿って連なる山城や砦跡は、中世より市木地区が陰陽を結ぶ交通の要衝であったことを物語っている。

中近世の製鉄関係遺跡では、製錬場である鉧跡や大鍛冶屋跡が数多く分布し、その数は約300ケ所にも及ぶ。その内の63ケ所が市木地区に分布し、それらの製品は旧街道を通り全国に送り出されたであろう。また、砂鉄採集の鉄穴場跡、切羽跡は町内全域に分布しており、製鉄が盛んに行われたことがうかがえる。

近世になると、市木地区では、街道の整備とともに本陣や代官所がおかれ、宿場町としての機能も充実し、現在の町並みの基礎が築かれた。

注

①街道のルートについては、森八太『浜田藩主参勤の巻』(1980年) と瑞穂町市木河手隆人氏のご教示による。
②瑞穂町市木石田武男氏のご教示による。
③瑞穂町教育委員会『瑞穂町誌第1集』(1964年)。
④島根県教育委員会『島根県遺跡地図II (石見編)』(1992年)。
⑤瑞穂町教育委員会『瑞穂町内遺跡分布図』(I～V1985.1986.1990.1991.1992年)。
⑥島根県教育委員会『主要地方道浜田八重可部線特殊改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』(1991年)。
⑦河瀬正利編『横道遺跡－詳細分布調査概報－』(瑞穂町教育委員会　1983年)。
⑧瑞穂町教育委員会『馬場山遺跡発掘調査概要書』(1991年)。
⑨瑞穂町教育委員会『川ノ免遺跡発掘調査概要書』(1992年)。
⑩門脇俊彦「順庵原1号墳について」(『島根県文化財調査報告書』第7集　島根県教育委員会　1971年)。
⑪島根県教育委員会『中国横断自動車道広島浜田線建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書III』(1991年)。

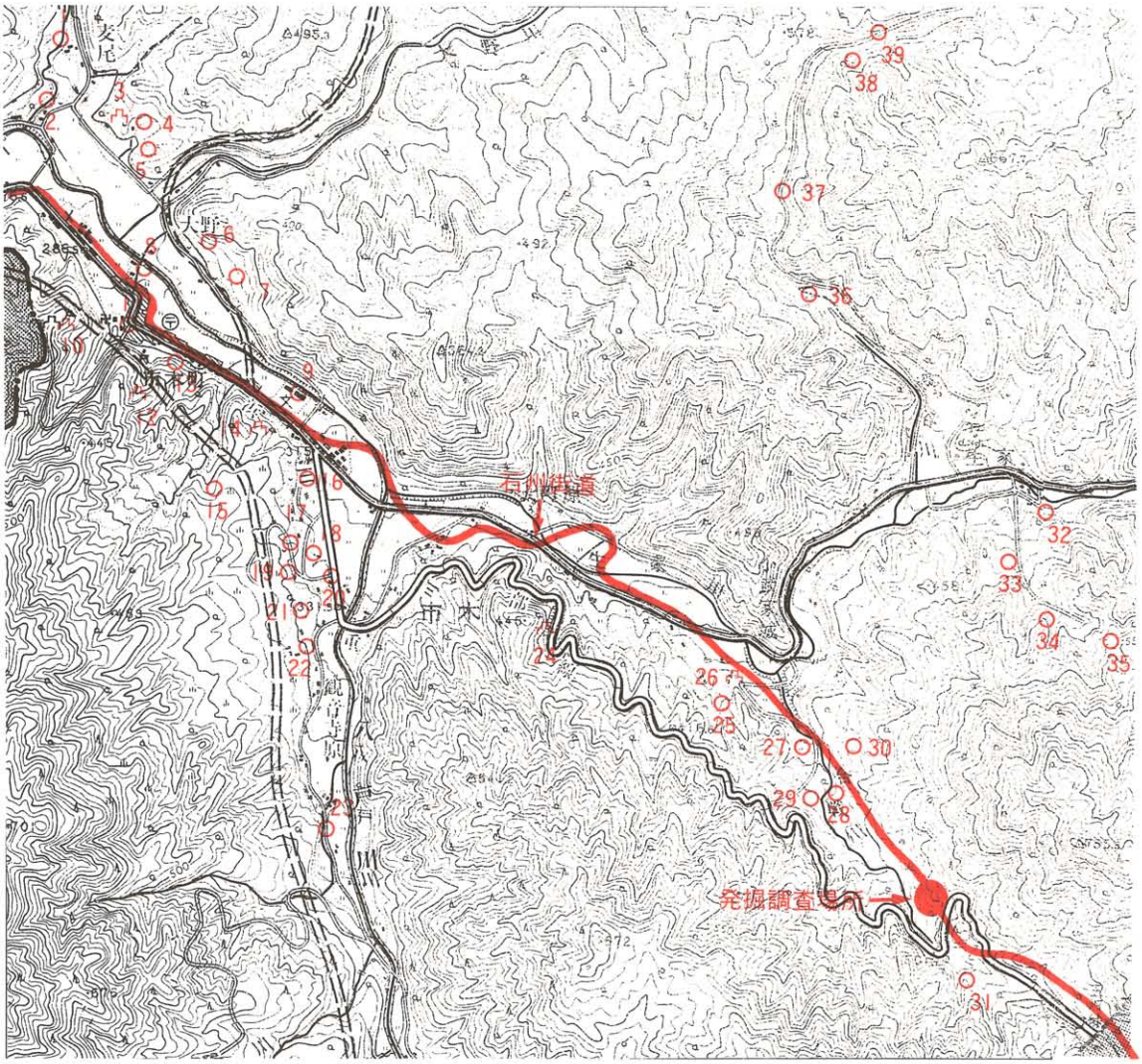

第 3 図　石州街道付近遺跡分布図（1：25,000）

1. 槙ケ原釻跡
2. 専正寺原古墓
3. 土居城跡
4. 福正寺跡
5. 榲尾八幡宮跡
6. 市木代官所跡
7. 薬師堂遺跡
8. 市木本陣跡
9. 市木製鉄所跡
10. 高城跡
11. 来昌寺跡
12. 滝ノ屋谷城跡
13. 永康倉跡
14. 堀城跡
15. 岩ケ迫釻跡
16. 観音堂遺跡
17. 今佐屋山 2 号釻跡
18. 堀田上遺跡
19. 今佐屋山遺跡
20. 観音寺原遺跡
21. 観音寺跡
22. 丸瀬山麓古墳
23. 宝祖原釻
24. 陣ケ丸跡
25. 桧木大鍛冶屋跡
26. 的場
27. 合戦大鍛冶屋跡
28. 合戦 2 号釻跡
29. 合戦 1 号釻跡
30. 合戦 3 号釻跡
31. 合戦 4 号釻跡
32. 生家八幡宮跡
33. 林原 1 号釻跡
34. 林原 2 号釻跡
35. 林原 3 号釻跡
36. 滝ケ谷 1 号釻跡
37. 滝ケ谷 2 号釻跡
38. 熊山 1 号釻跡
39. 熊山2号釻跡

Ⅲ．調査の方法と経過

１．調査の方法と経過

調査を実施するに当たって調査区を第１調査区、及び第２調査区に分け、浜田側を便宜上起点として、街道の道路中心線上に２ｍ間隔で測点を設定した。

測量は街道遺構実測図、縦断測量図、横断測量図、土層図は20分の１のスケールで作成し、調査前地形測量図は瑞穂町役場開発課が作成した500分の１の測量図を使用した。

⑴　第１調査区

農道改良工事予定地内の街道道路敷（石畳）長さ約22ｍ、幅約５ｍについて調査を実施した。また、一部石畳を断ち割り下部構造を調査した。

⑵第２調査区

道路改良工事予定地内ではないが、街道の構造を考察する上で、第一調査区と異なる街道平坦部長さ約3.5ｍ、幅約５ｍについて調査を行い、調査終了後保存のため埋め戻した。

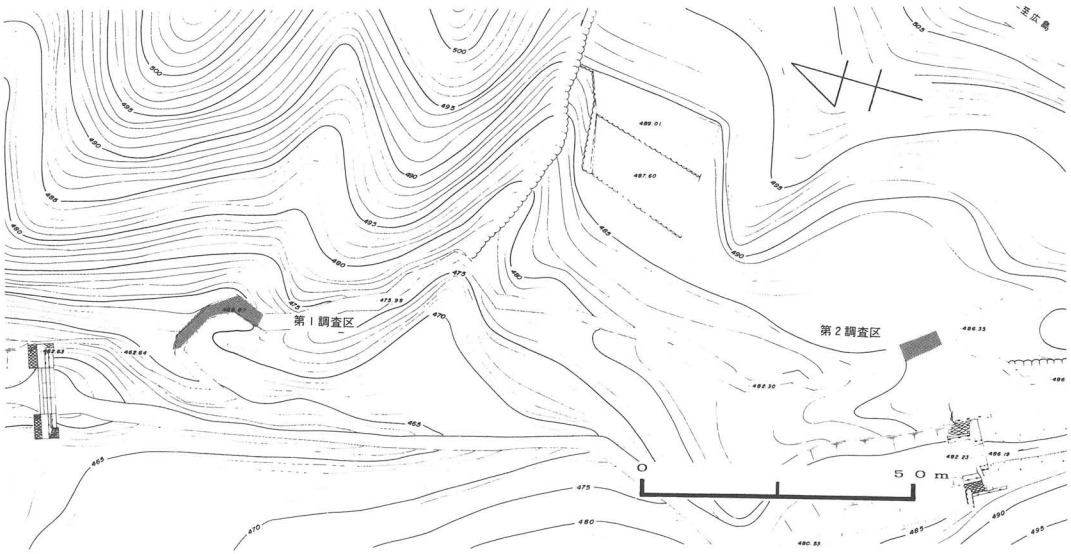

第４図　石州街道調査区位置図

2．発掘調査日誌抄

1992年（平成４年）

10月23日(金)　本日より調査を開始する。調査機材を搬入し、作業員に調査内容、方法等について説明。既に調査予定地内の伐開は終了しているが、小枝等調査の障害になるものを除去。

10月26日(月)　第１調査区の覆土の除去開始。覆土を除去すると、その下には石畳が良好に遺存していることが判明。

10月27日(火)　覆土の除去ほぼ終了。石畳の精査開始。

10月28日(水)　石畳の全容ほぼ判明。両側に排水施設を検出。右側排水施設より磁器片検出。

10月29日(木)　石畳および排水施設検出終了。土層及び街道縦断面実測。

10月30日(金)　広島大学中越利夫氏より現地において指導を受ける。

11月　1日(日)　発掘調査現地説明会開催（約30名参加）。

11月　2日(月)　第１調査区石畳の平面実測及び第２調査区の覆土除去開始。約10cmの覆土を除去し街道路面を検出。

11月　4日(水)　第１調査区平面実測。第２調査区調査。

11月　5日(木)　第１調査区平面実測。

11月　6日(金)　第１調査区平面実測。

11月　9日(月)　第１調査区平面実測及び横断面実測。

11月11日(水)　第２調査区精査実測の後埋め戻し。第１調査区石畳を断ち割り精査。

11月12日(木)　前日に引き続き石畳下部を精査し、実測を終え現地調査を終了。

Ⅳ. 調 査 の 概 要

1.【第1調査区】

今回調査を実施した場所は、北東から小規模の尾根が派生し、合戦川に向かって迫り、その尾根を堀割状に掘削し街道がS字を描いて上って行くところである。

調査前の表面観察で一部に扁平な石が露出しており、この場所に街道石畳が良好に遺存していることが推測できた。平均10cmの覆土を除去すると全般に良好な状態で石畳が検出された。

(1) 石畳の構造

石畳の幅員は、No.0～No.8で約3.0m～3.2m、No.9～No.10は約2.5m～2.6mで調査区終点側で若干狭小になっている。石はほとんどが付近の合戦川や、谷の出会いあたりに集積している花崗岩系岩石を使用しており、石の大きさは30cm程度の人頭大から70cm程度のものが主であるが、中には130cm×80cm前後の石も使用され、隙間には10cm程度の小石が詰められている。形状は概ね上面が平滑、側面が四～五角形であるが、加工されているか否かは表面観察では確認できなかった。

石畳の敷設状況は、No.0～No.3にかけては規格性のない10cm～70cm程度の石が無造作に敷かれ、起点より左側の縁石に沿って幅50cm程度石が敷設されていない。No.3～No.6にかけては20cm～30cmの石が散在している状態で検出され、ところによっては意図的に石が抜きとられたと思われる痕跡も見受けられた。No.6～No.9にかけては、50cm～70cmの石が比較的規格性をもって横断方向に敷設されている。しかし左側約1mは、石の形状や敷設の方法に規格性がなく、無造作に敷設されており、後年拡幅工事が行われたものと思われる。このことはNo.6付近の断ち割り調査においても排水施設と思われる黒褐色土の落ちこみが確認され、その部分が拡幅以前の排水施設であると思われる。

街道両端の縁石は、左側が石の長辺を側溝と平行に敷設（側面並工）し、右側は石の短辺を平行に敷設（小口並工）しており、左右の敷設工法が異なっている。

石畳の下部構造は、固く締まった礫交じりの地山（黄褐色土）上に、ルーズ状の礫交じり土を敷き、その上に直接石が敷かれている（第6図）。バラストや根石などは検出されなかった。

調査区内の街道の勾配は、調査区起点（No.0）標高466.45m、調査区終点（No.10）標高471.15mで比高差は4.7mあり、平均道路勾配は23.5%である。個々の測点間の勾配は、No.0～No.2は26.3%、No.3～No.4は17.3%、No.4～No.6は16.0%、No.6～No.8は28.0%、No.8～No.10は30.0%で、起点、終点付近の勾配が急で、No.2～No.6の間が比較的緩勾配である。

街道に沿って両側に排水施設の側溝を検出した。左側は平均幅約60cm、深さ20cmの土側溝である。右側は平均幅約40cm、深さ10cmで同じく土側溝である。

(2) 遺物について

No.2付近の右側溝より染付碗、No.6付近左側溝より陶器の細片、同じくNo.6付近でガラス玉片を検出した。陶器は細片で器形器種等は不明であるが、ほぼ完形になる染付碗を図化した（第5図）。

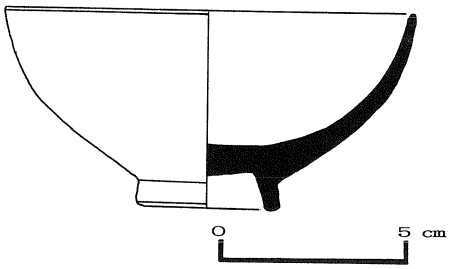

第5図 出土磁器実測図

染付碗は、口径10.7cm、器高5.3cmで口縁部はわずかに内反する。内外面とも藍の染付であるがプリントで絵付けが施してあり、胎土は白色で清良である。時代は近代初頭のものであろう。

2.【第2調査区】

第1調査区から南へ約150mのところに位置する街道平坦部である。

わずかにかに堆積した表土を除去すると、よく締まった幅員約3.0mの路面を検出したが、第1調査区のような石畳は敷設されていなかった。

また、起点から向かって右側に平均幅約15cm、深さ10cmの排水施設を検出した。この排水施設に平行して規格性のない30cm程度の縁石が設けられているが、石材は第1調査区と同じく花崗岩系岩石である。敷設方法は第1調査区左縁石と同じように概ね石の長辺を側溝に平行して敷設（側面並工）しているが、左側には縁石や側溝は設けられていない。

路面の断ち割り調査で、灰褐色土層や暗褐色土層等が混入した状態で堆積しており、何回か路面の補修がなされたと推定される。

なお、遺物等は出土しなかった。

第6図　第1調査区平面実測図および断ち割り断面図

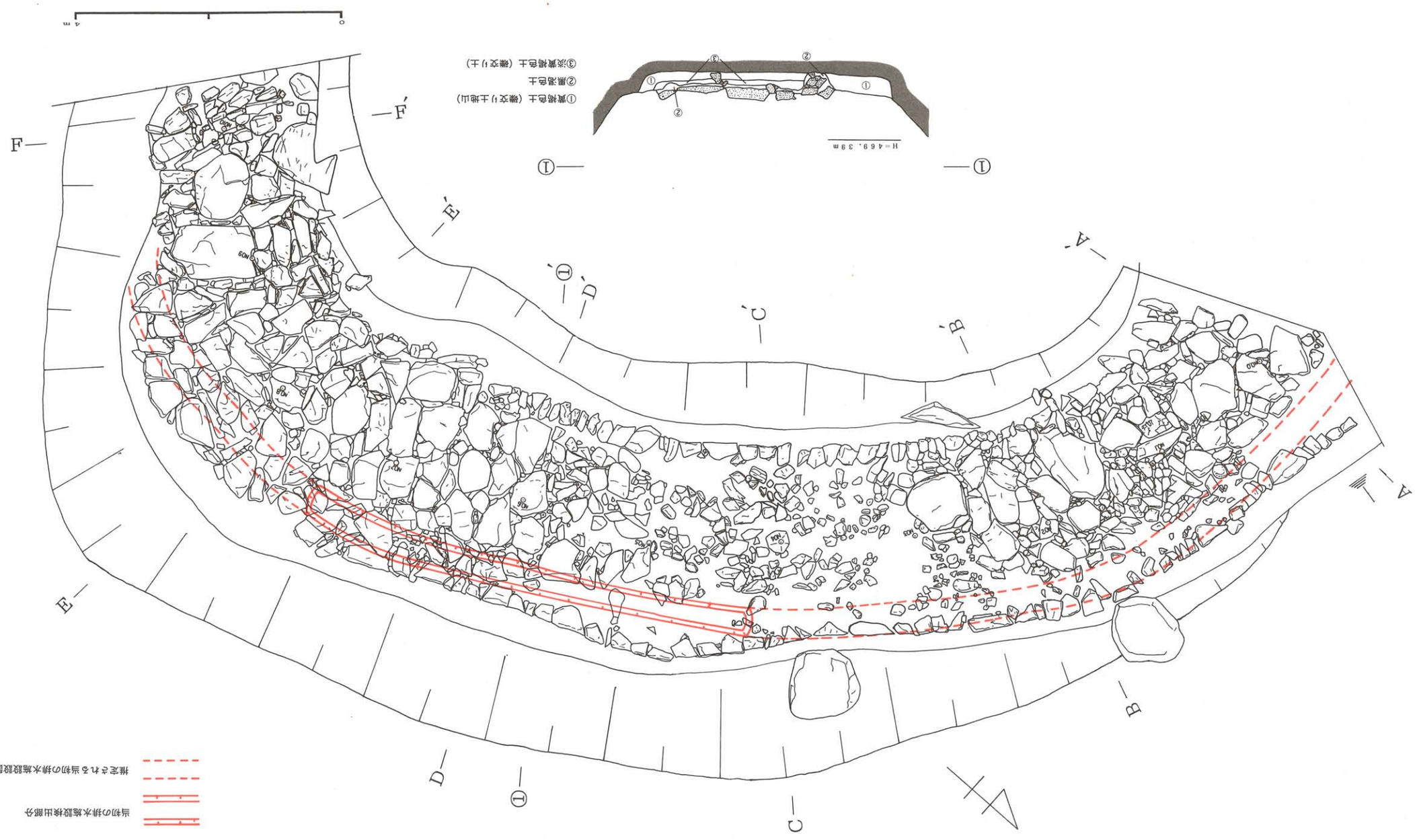

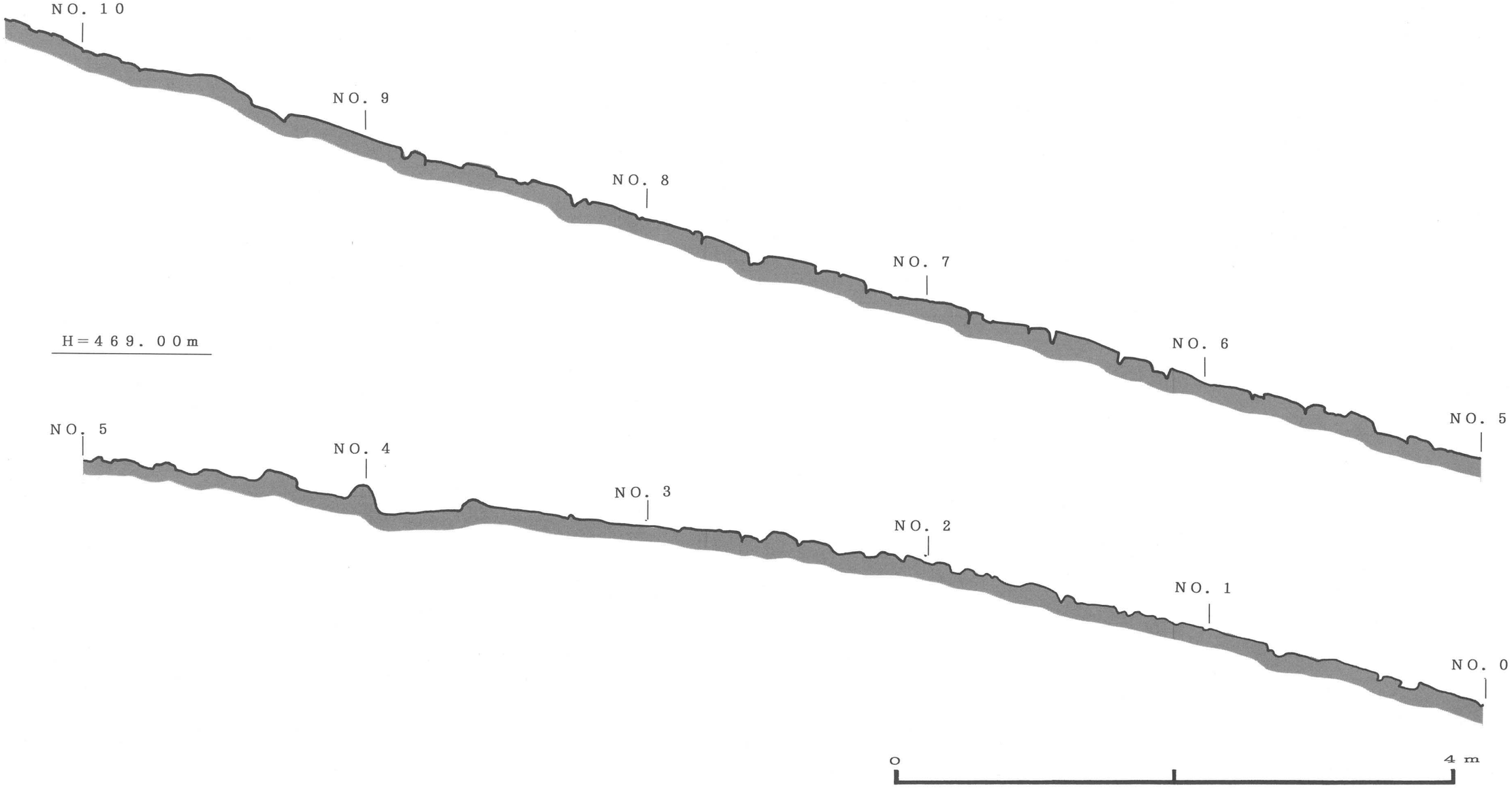

第7図　第１調査区縦断面実測図

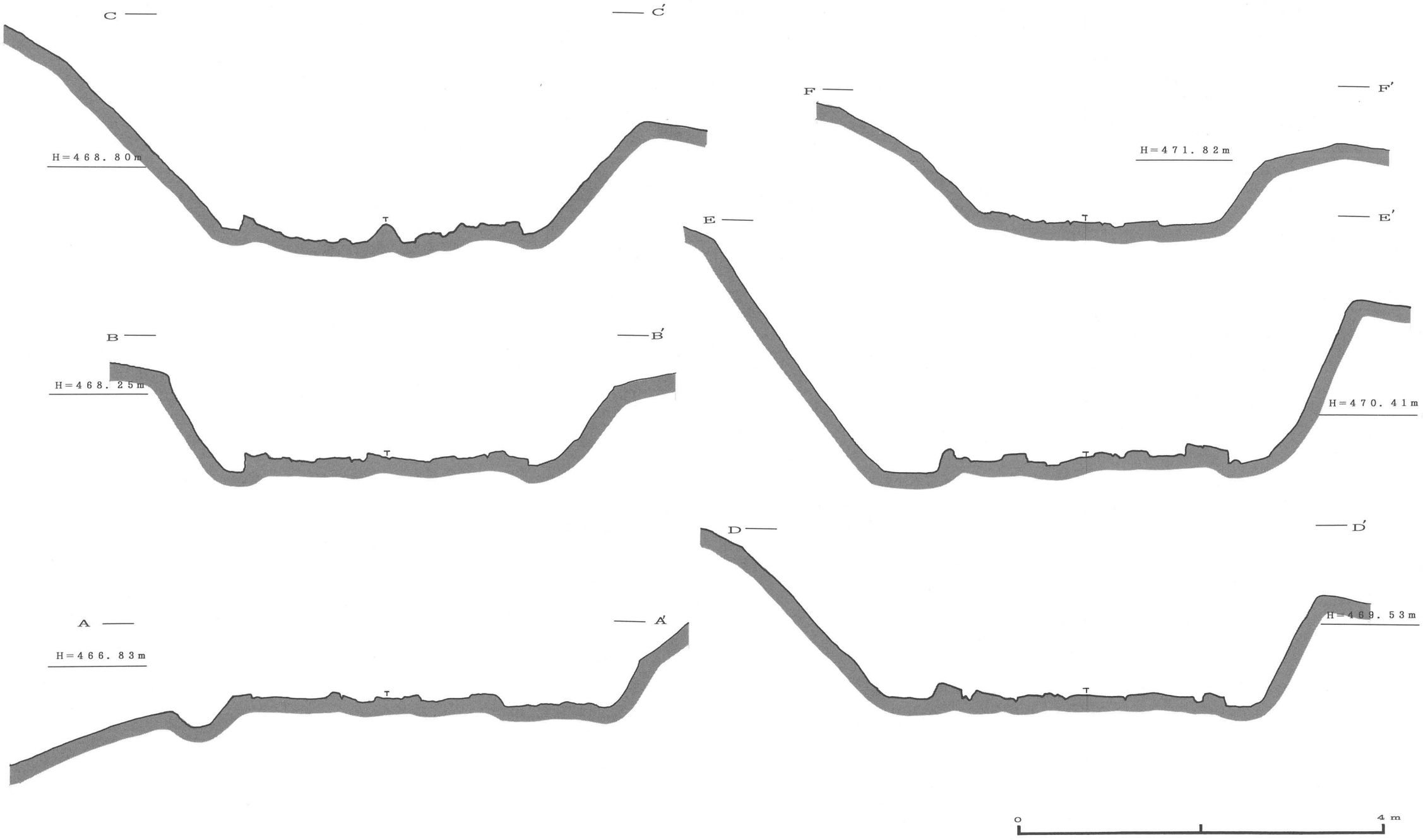

第8図　第1調査区横断面実測図

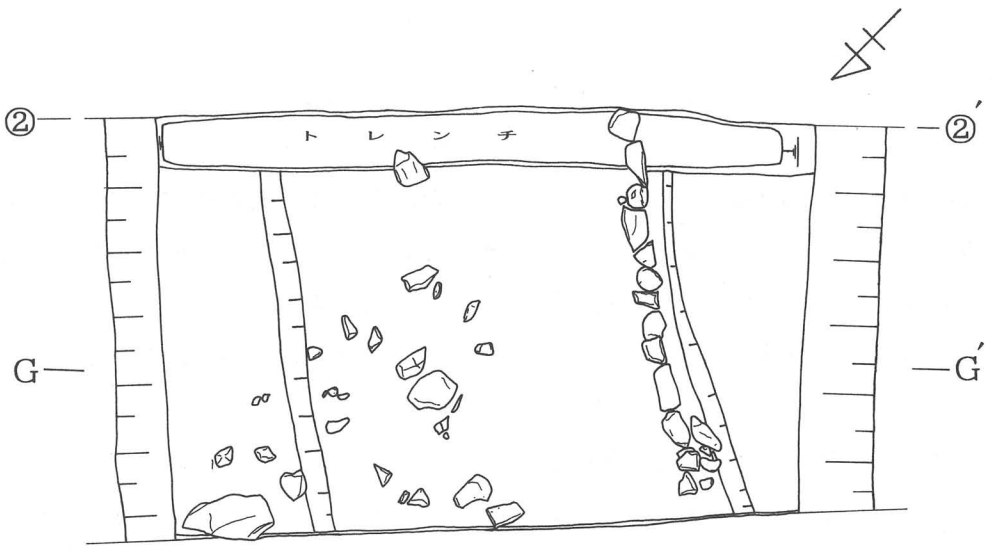

第9図　第2調査区平面実測図

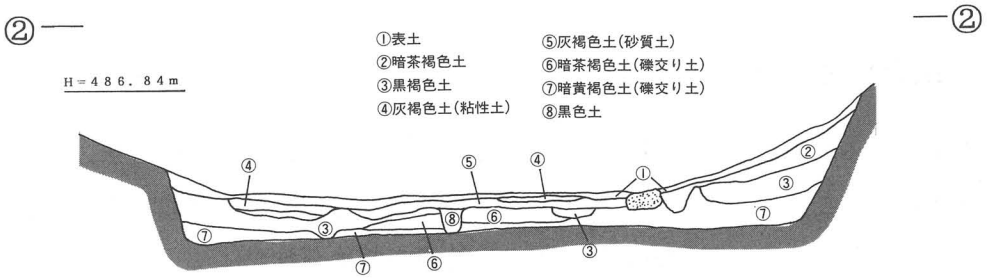

第10図　第2調査区土層図

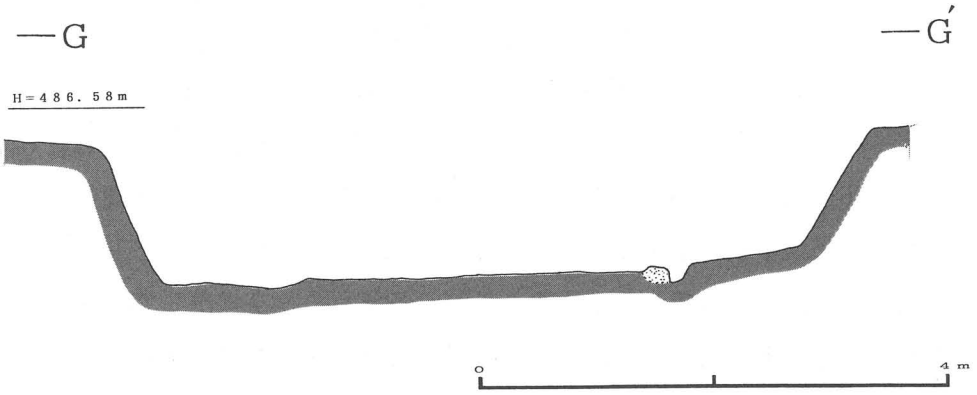

第11図　第2調査区横断面実測図

V. ま　と　め

今回の邑智郡瑞穂町における石州街道の発掘調査では、調査面積が限られており街道の全延長から見ると極めて部分的な調査であり、その全容をを明らかにすることはできなかった。しかし、近世の街道調査は、山陰地方では今日まであまり実施されておらず、地域の街道史を考える上で貴重な基礎資料を収集することができた。

石畳は当初の予想を超えて良好に遺存をしており、その両端には排水施設を備えたしっかりした造りであることも判明した。また大小さまざまな形の自然石を巧みに敷設した土木技術の高さには驚かされた。

以下、発掘調査によって得られた資料や文献をもとに若干の考察を行いまとめとしたい。

1．石畳の構造について

文献によると旧街道の幅員は7尺[①]とあるが、実際には10尺～11尺あり、それより1m程度広いことが分かった。検出した石畳の状況は前述したとおりであるが、場所によって次のように敷設の方法に差異や特徴が認められた。

(1) 左右の排水施設は、左側は側面並工、右側は小口並工により敷設されている。

(2) No.0～No.3は大小の石が無造作に敷設され、No.6．～No.9にかけては同程度の大きさの石が横断方向に比較的規格性を持って敷設されている。

(3) No.0～No.6の間、左側排水施設に沿って幅約50cm程度石が敷設されておらず、No.6～No.7にかけては、小石を主体に無造作に敷設されている。

(4) No.3～No.6は、小さな石が散在しており、ところによっては抜石されたと思われるピット状の落ちこみがある。

また、断ち割り調査でも排水施設と思われる落ちこみを検出しており、少なくとも1回は拡幅工事が実施され、当初の幅員が文献の記述と同じ7尺であることが確認された。

以上のことを総括すると、石州街道は当初幅員は7尺前後（2.1m）であったが

後世10尺～11尺に拡幅工事が行われ、その際左側縁石は右側と工法の異なる側面並工で敷設され、拡幅部分の石は、比較的緩勾配のNo.3～No.6の石材を抜取り、主にNo.6～No.9の街道左側に転用したと推定される。なお、(3)で述べたように起点付近と終点付近では敷設の方法が異なるので、石敷設時期に多少の時間的な開きがあるのかも知れない。また、平坦面の第2調査区は石が敷設されておらず、石畳は路面の流失防止のため主に急勾配の場所に設けられたようである。

2．石畳敷設時期について

石州街道の開設時期、石畳の敷設の時期については文献等にも記述がなく、発掘調査でもそれらの時期について明らかにすることができなかったが、街道に沿って中世の山城跡や砦跡が数多くあり、少なくとも室町時代には現在の場所に既に道があったと推定される。

しかし、街道としての体裁を整えるのは江戸時代以降で、それも参勤交代が制度として確立する1635年（寛永12年）以降であると思われる。

箱根町文化財研究紀要②によると、『東海道の箱根西坂の石畳は延宝8年（1680年）幕府が金1406両2歩、銀1匁2分をもって、合計5566間（約10,000m）の距離に敷設した。敷設以前は竹を敷いた道であり、これは奥伊豆1900石余りの農民の負担となり、毎年費用として、金130両、竹を敷くための人足3000人程、竹17000～18000束程がかかった。』とあり、本街道の東海道とりわけ交通の要衝の箱根でさえ17世紀後半まで地道であり、路面の流失を防ぐため竹を雁木として使用していたことがうかがえる。

では石州街道はどうであろうか。街道は脇街道として、浜田藩により整備をされてきたが、石高50000石の小藩では東海道箱根の石畳が敷設された17世紀後半はまだ石畳の敷設は行われていなかったと推定される。

天明4年（1784年）8月の市木代官所の通達に『御参勤御帰城の節、道筋掃除等の儀是まで御通行の前に鍬入れ等致し道作りをし来たり候えども大雨の場合喜んで作り候場所も悪しくなり候えば、以来御通行の節三十日余りも前に大損の所ばかり直し、御通行二三日も前に道ばた左右の草相障り候えば刈り、御通行当日箒目ばかりつけおき、尤も御茶屋廻りはこれまでの通り掃除致し候様御申しつけこれあるべ

く候。向後右の通り仰せ出され候[③]』とあり、この通達を見るかぎりでは、天明4年の時点でも市木代官所の所管する街道は石畳の敷設はなされておらず、竹などにより路面流出防止の雁木が設置されていたと思われる。同じ浜田藩内の山陰道（浜田～松江）才ケ垰石畳（浜田市長沢町～下府町）は、文化年間（1804～1817年）三隅の竜雲寺住職が、付近の人々から勧進をして造ったものであるといわれ[④]、また、那賀郡金城町の笠松峠の石畳は、峠中腹の石畳完成記念碑の碑文で文化8年（1811年）地元の人々により造られたことが分かる[⑤]。

市木代官所の通達や、才ケ垰石畳、笠松峠等近隣街道の石畳等敷設時期から、石州街道は、18世紀後半から19世紀前半にかけて逐次石畳の敷設等により整備されたと推定できそうである。

おわりに

街道は参勤交代のみならず、多くの人々や物、文化が往来した歴史的遺産である。しかし、近年までその構造等についてほとんど考察が行われておらず不明な部分が多い。本調査も限られた部分であり、その実態を完全に明らかにすることはできず、今後の類似の調査に期待するところが大であるが、自然石をたくみに敷設した当時の高度な技術を知ることができたとともに、石畳敷設の労務に従事させられた人々の苦しみも調査を通して体感することができた。

石州街道は明治19年（1886年）浜田、広島間に新たに道路が新設（現在の主要地方道浜田八重可部線）されその役目を終えたが、幸いなことに今回の調査地以外にも数個所石畳が遺存しており、今後整備を行い近世街道史のモニュメントとして保存活用していく必要があると痛感する。

注

①名田富太郎『広島県山県郡誌の研究』（1953年）。

②箱根町教育委員会『箱根町文化財研究紀要第22号箱根旧街道』（1992年）。

③瑞穂町教育委員会『瑞穂町誌第2集』（1966年）。

④浜田市『浜田市誌上巻』（1973年）。

⑤金城町波佐文化協会『なわて13号』（1987年）。

図　　版

図版第１

ａ．石州街道遠景（東南より）

ｂ．第１調査区全景（発掘調査前）

図版第 2

a．発掘調査後全景（石畳）

b．石畳近景（No. 0 付近からNo. 4 付近をのぞむ）

図版第 3

a．石畳近景（No. 4 からNo. 5 付））

b．石畳近景（No. 6 付近からNo. 9 付近をのぞむ）

図版第 4

a．石畳近景（No. 8 からNo.10付近）

b．縁石および排水施設（No. 0 から左側）

図版第 5

a．縁石および排水施設（No. 0 から右側）

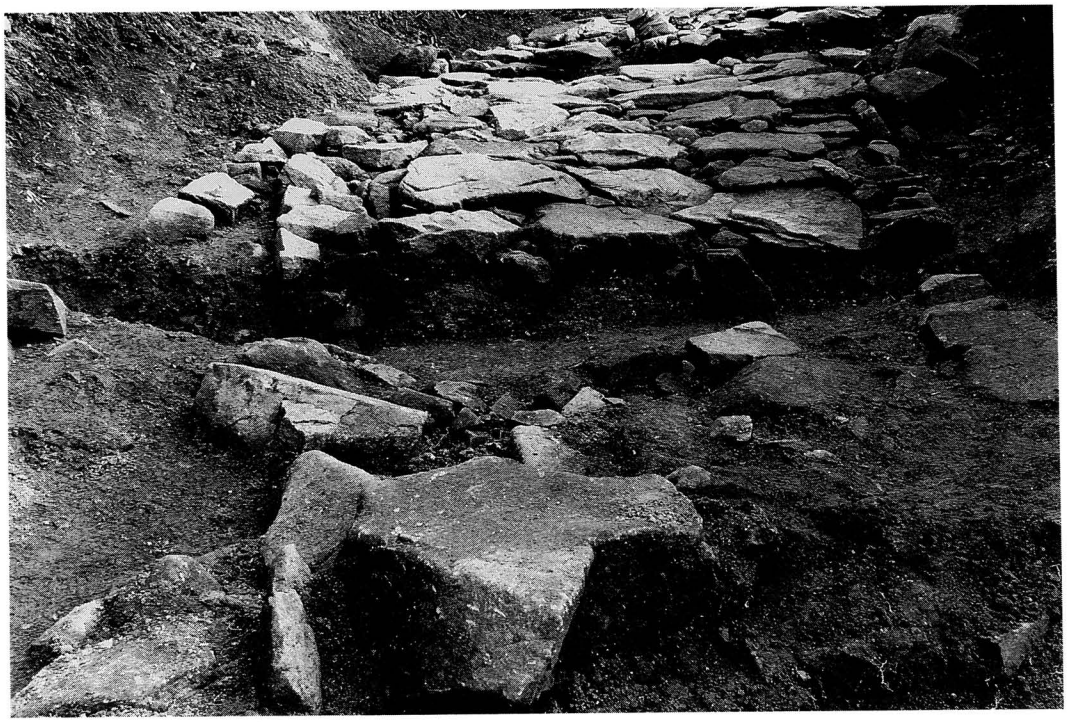

b．石畳断ち割り状況（No. 6 付近）

図版第 6

a．石畳断ち割り状況

b．当初の排水施設検出状況

図版第 7

a．遺 物 出 土 状 況

b．出　土　遺　物

図版第 8

a．第 2 調査区全景（発掘調査前）

b．発掘調査後全景

図版第 9

a．縁石および排水施設（右側）

b．土　層　断　面

図版第10

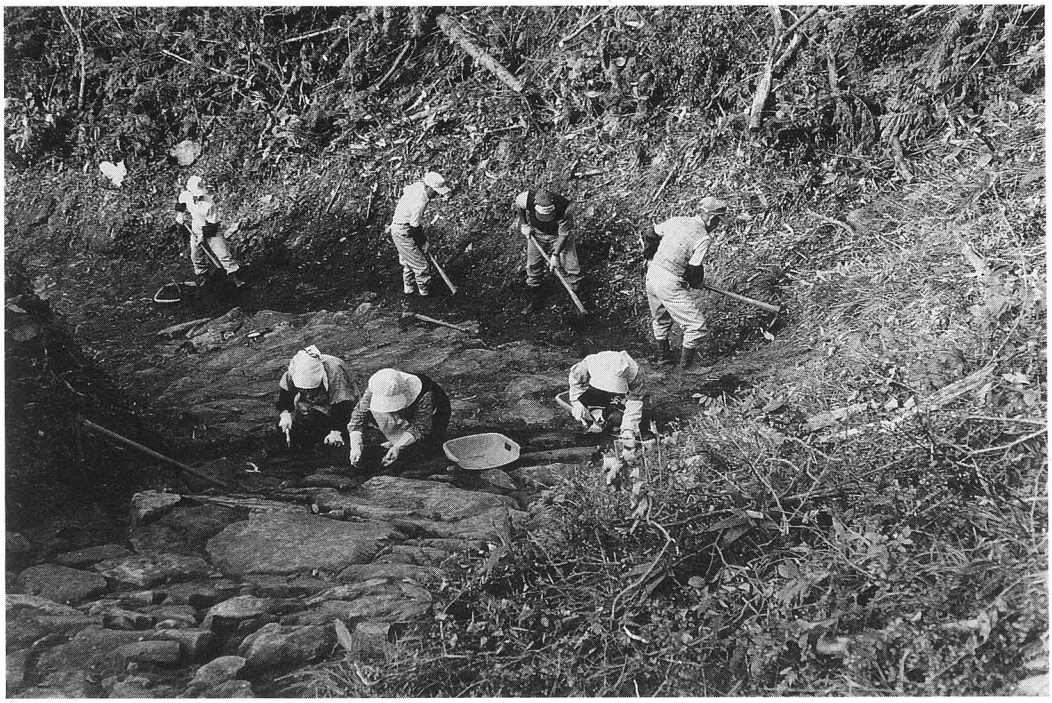

a．発掘調査状況

b．発掘調査状況

平成５年（1993）３月10日

島根県邑智郡瑞穂町
石州街道発掘調査報告書

編集・発行　島根県邑智郡瑞穂町教育委員会
印　　刷　柏村印刷株式会社